

<p>件 名</p>	<p>市税事務所の統合に伴う組織改正（案）について</p>												
<p>経過・現状 政策課題</p>	<p>○ 市税の賦課及び徴収事務の効率化を図るため、平成30年1月に、各区域を所管する市税事務所と、固定資産税事務所の8市税事務所を「堺市市税事務所」として統合することを予定している。</p> <p>○ これに伴い、市税事務所を所管している財政局税務部の組織改正に取り組む必要がある。</p>												
<p>対応方針 今後の取組 （案）</p>	<p>組織のスリム化・合理化を図り、職員の専門性の向上や効果的かつ効率的な事務執行を確保するため、平成30年1月1日付けで財政局税務部の組織改正を実施する予定である。</p> <p>なお、各区に市税事務所に代わる税の窓口を設ける予定である。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税政課を「税制課」へ改称し、「税務運営課」を新設 ・ 統合後の「市税事務所」に、「法人諸税課」「市民税課」「固定資産税課」「納税課」「税務サービス課」を新設 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市税事務所の統合及びこれに伴う（仮称）三国ヶ丘駅前庁舎内への移転に必要な堺市市税事務所設置条例（平成18年条例第26号）の一部改正については、平成29年第2回市議会（定例会）に提案予定 ・ 市税事務所の統合及び移転に伴う事務を円滑に進めるため、固定資産税事務所については、平成29年11月下旬に移転予定 												
<p>効果の想定</p>	<p>市民サービスの維持・向上に資する効率的かつ効果的な行政運営の確保が可能となる。</p> <p>[組織数の比較]</p> <table border="1" data-bbox="491 1671 1177 1854"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正案（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局</td> <td>22</td> <td>22（－）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>88</td> <td>89（＋1）</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>315</td> <td>310（▲5）</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の組織数は、平成29年4月1日現在の数値 ・ 部には担当部長を、課には担当課長を含む。 		現 行	改正案（増減）	局	22	22（－）	部	88	89（＋1）	課	315	310（▲5）
	現 行	改正案（増減）											
局	22	22（－）											
部	88	89（＋1）											
課	315	310（▲5）											
<p>関係局との 政策連携</p>	<p>財政局</p>												

市税事務所の統合に伴う組織改正（案）について

1 趣 旨

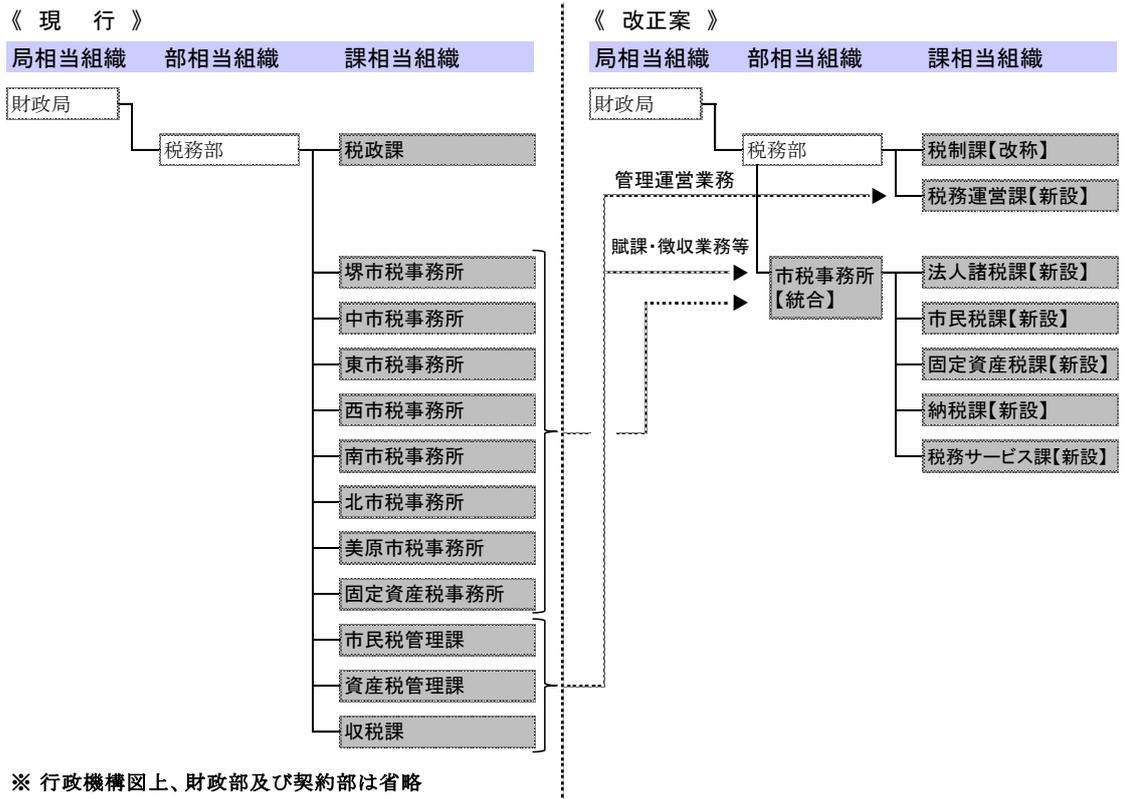
市税の賦課及び徴収事務の効率化を図るため、平成30年1月に、各区域を所管する市税事務所と、固定資産税事務所の8市税事務所を「堺市市税事務所」として統合することを予定しています。

これに伴い、市税事務所を所管している財政局税務部の組織のスリム化・合理化を図り、職員の専門性の向上や効果的かつ効率的な事務執行を確保するため、平成30年1月1日付けで同部の組織改正を実施する予定です。

2 内 容

- 税政課を「税制課」に改称し、電算処理等の管理運営業務を所管する「税務運営課」を新設します。
- 統合後の「市税事務所」に、税の賦課・徴収業務等を所管する「法人諸税課」「市民税課」「固定資産税課」「納税課」を、市税事務所に代わり各区に設ける税の窓口業務を所管する「税務サービス課」を新設します。

【組織改正案】



3 今後の予定

市税事務所の統合及びこれに伴う（仮称）三国ヶ丘駅前庁舎内への移転に必要となる堺市市税事務所設置条例（平成18年条例第26号）の一部改正については、平成29年第2回市議会（定例会）に提案する予定です。

なお、市税事務所の統合及び移転に伴う事務を円滑に進めるため、固定資産税事務所については、平成29年11月下旬に移転することを予定しています。詳細については、引き続き広報さかい、市ホームページ等でお知らせします。